

特定健康診査等実施計画

第四期

ワークスアプリケーションズグループ健康保険組合

2024年4月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

当健康保険組合の現状

当健康保険組合は、ERP（Enterprise Resource Planning）を軸としたソリューション事業の運営・管理等を行う株式会社ワークスアプリケーションズを母体とした健康保険組合である。

なお、母体企業は、2019年8月1日に会社分割を行っており、2021年4月1日には当組合が分割することとなり、被保険者数は大きく減少することとなった。

当健康保険組合に加入している被保険者の平均年齢は33.08歳で、男女の構成比は72：28となっている。

健康診断については、被保険者及び被扶養者の利便性等を考慮しながら、随時、新たな医療機関との契約を締結している。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

特定健康診査は、メタボリックシンドロームに着目し、内臓脂肪に起因する糖尿病・高脂血症・高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖・血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

このことから、特定健康診査は、メタボリックシンドロームに該当するかを判定するための手段となっており、該当者には、測定検査の数値を活用して生活習慣を見直し、また、改善するために保健指導を実施することとしている。

2 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業主と当健康保険組合は共同で健康診断の運用を行う。健診費用については、労働安全衛生法に規定の項目は事業主が負担し、組合は事業主へ労働安全衛生法に関わる健診データを提供する。保健指導においては当健康保険組合にて委託業者と契約し実施する。

3 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

2029年度における特定健康診査の実施率を90%以上とする。

この目標を達成するために、2024年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

区 分	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
被保険者	90.1%	94.6%	100%	100%	100%	100%
被扶養者	44.7%	49.0%	52.7%	53.4%	56.7%	59.2%
被保険者＋被扶養者	81.9%	86.2%	91.8%	92.1%	92.5%	93.2%

2 特定保健指導の実施に係る目標

2029年度における特定保健指導の実施率を60%以上とする。

この目標を達成するために、2024年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

【被保険者＋被扶養者】

区 分	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
40歳以上対象者	213人	237人	290人	316人	356人	400人
特定保健指導対象者数 (推計)	30人	33人	40人	44人	50人	56人
実施率	40.0%	45.5%	50.0%	54.5%	56.0%	60.7%
実施者数	12人	15人	20人	24人	28人	34人

なお、特定保健指導は、複数のアウトソーシング先を利用することとし、実績を考慮しつつ、随時、増加を図る。また、ICTの活用を推進し、対象者が参加しやすい環境を整える。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

2029年度において、2024年度と比較した特定保健指導対象者数の減少率を、10%以上とする。

II 特定健康診査等の対象者数

1 特定健康診査の対象者

【被保険者】

区 分	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
被保険者数	668人	678人	688人	698人	708人	718人
40歳以上対象者	213人	224人	261人	285人	318人	358人
目標実施率	90.1%	94.6%	100%	100%	100%	100%
目標実施者数	192人	212人	261人	285人	318人	358人

【被扶養者】

区 分	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
被扶養者数	391人	396人	401人	406人	411人	416人
40歳以上対象者	47人	51人	55人	58人	67人	71人
目標実施率	44.7%	49.0%	52.7%	53.4%	56.7%	59.2%
目標実施者数	21人	25人	29人	31人	38人	42人

【被保険者＋被扶養者】

区 分	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
被保険者+被扶養者数	1,059人	1,074人	1,089人	1,104人	1,119人	1,134人
40歳以上対象者	260人	275人	316人	343人	385人	429人
目標実施率	81.9%	86.2%	91.8%	92.1%	92.5%	93.2%
目標実施者数	213人	237人	290人	316人	356人	400人

2 特定保健指導の対象者数

【被保険者＋被扶養者】

区 分	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
40歳以上対象者	213人	237人	290人	316人	356人	400人
動機付け支援対象者	13人	14人	17人	19人	22人	24人
実施率	46.2%	50.0%	58.8%	63.2%	63.6%	66.7%
実施者数	6人	7人	10人	12人	14人	16人
積極的支援対象者	17人	19人	23人	25人	28人	32人
実施率	35.3%	42.1%	43.5%	48.0%	50.0%	56.3%
実施者数	6人	8人	10人	12人	14人	18人
保健指導対象者計	30人	33人	40人	44人	50人	56人
実施率	40.0%	45.5%	50.0%	54.5%	56.0%	60.7%
実施者数	12人	15人	20人	24人	28人	34人

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

1 実施場所

特定健康診査は、対象者の利便性が向上するように、対象者の居住地に近い場所や受診可能な場所等にある契約医療機関において、人間ドックや生活習慣病健診に包含して実施する。

特定保健指導は、複数のアウトソーシング先を利用することとし、実績を考慮しつつ、随時、増加を図る。また、ICTの活用を推進し、対象者が参加しやすい環境を整えられる保健指導機関を選定する。

2 実施項目

実施項目は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第1条第1項第1号から第9号に定められた項目とする。

3 実施時期

実施時期は、通年とする。

4 委託の有無

ア 特定健康診査

基本的に契約医療機関を利用する。

なお、地方自治体の実施する特定健康診査を利用した被扶養者については、その特定健康診査データを入手し使用する。

イ 特定保健指導

平成25年厚生労働省告示第92号第1に定められた特定健康診査の外部委託に関する基準に基づき、アウトソーシングする。委託機関を通じて、全国での利用が可能となるよう措置する。

5 受診方法

原則、対象者が自身で受診申込を行い、受診する。

申込は、当健康保険組合のホームページを通じて行う。

受診の窓口負担は、無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合の費用は、当健康保険組合の基準に基づき、一部、個人負担が発生する場合もある。

6 周知・案内方法

特定健康診査等に関する周知は、当健康保険組合ホームページ及び事業主の社内広報(イントラネット等)に掲載して行う。

7 特定健康診査等データの受領方法

特定健康診査のデータは、契約健診機関から代行機関を通じて電子データを月単位で受領し、当健康保険組合で保管する。また、特定保健指導に係る外部委託先機関実施分についても、電子データを月単位で受領し、当健康保険組合で保管する。

なお、特定健康診査等データの保管年数は、5年とする。

8 特定保健指導対象者の選出・実施

特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対しては、本計画に基づき、特定保健指導への参加を推奨し、体質改善に努めるよう指導する。

なお、特定保健指導の実施に当たっては、指導効果の面から40歳代の者に重点をおいて実施する。

IV 個人情報の保護

特定健康診査等の実施に当たっては、ワークスアプリケーションズグループ健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。当健康保険組合のデータ保護管理者は常務理事とし、データの利用者は当健康保険組合の職員に限る。

また、当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

なお、外部に業務を委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、特定健康診査等の実施結果を確認・評価し、その結果を踏まえて、目標中間点（3年目）に、理事会において達成目標の見直し、及び検討を行う。

なお、目標と実施結果が大きくかけ離れた場合、また、その他必要が生じた場合には、その都度、理事会にて検討し、見直すこととする。

VII その他

当健康保険組合に所属する職員には、特定健康診査・特定保健指導等に係る目的及び重要性を認識するための研修に、随時、参加させる。